

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成24年 7月 31日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区芝田一丁目16番1号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 角 和夫 電話 06-6373-5031					
主たる業種	普通鉄道業	細分類番号 4   2   1   1					
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成23年度～平成25年度の温室効果ガス排出量を年平均1%以上削減する						
計画を推進するための体制	委員長を都市交通事業本部長とし、委員を各部の部長・副部长、並びに各部の庶務担当調査役とする本部環境推進委員会						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,510.5 トン	13,107.3 トン	トン	トン	-9.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	14,510.5 トン	13,107.3 トン	トン	トン	-9.7 パーセント	
実績に対する自己評価		H23年度は新造車両3編成の導入に加え、回生車両を各駅停車に優先的に運用する等これまでの車両運用の変更を行い、大幅な削減を達成することができた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	車両	事業活動に伴う排出の量 (車両総走行距離car・10万km)	8.50	7.64			-10.12 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		H23年度は新造車両3編成の導入に加え、回生車両を各駅停車に優先的に運用する等これまでの車両運用の変更を行い、大幅な削減を達成することができた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		73.0 パーセント	73.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	高効率な新造車両を投入するとともに、車両編成両数の一部削減や、車内や駅舎の空調、昇降設備の節電対策を実施した。					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	早朝・深夜勤務のみ自家用車による出退勤を認めるものとし、自家用車を使用する際は、台数・使用日時を管理している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	上記のとおり実施できている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	摂津市駅では、太陽光発電やLED照明等の環境施設により、CO2排出量を通常の駅の約50%に抑制し、残りのCO2についても、兵庫県内の森林整備の推進により生み出される環境オフセットクレジット(CJ-VER)を活用し、駅運営により排出されるCO2を実質的にゼロにしている。さらに、摂津市駅では、駅で実施している環境施設を駅利用者におかりやすく説明するパネルを設置するなど、環境啓発にも取り組んでいる。また、当社主催の工場開放イベント等においても、オリジナルキャラクターショーなどを媒体として使用した環境啓発の取り組みを継続して行う。						
特記事項	平成23年度より京都市本線の西院～河原町間の地下道、烏丸駅、河原町駅の駅舎及び両駅を結ぶ地下通路の照明機器について一体的にLED化を行い、消費電力削減を図る(環境省委託事業 チャレンジ25)。事業期間(予定)平成23年～平成29年度。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。